

NPOについて知ろう
NPO活動で自分を輝かせよう

NPO

— 社会を支える市民活動 —

熊本県

くまもと県民交流館パレア
NPO・ボランティア協働センター

🍀 NPOについて知ろう

あなたの身近で、例えばこのような活動をしている団体をご存じですか？

【福祉分野】



私たちは、高齢になっても誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域にしたいとの思いから、介護保険や福祉サービスを受けていない高齢の方に、食事を配達したり話し相手になったりなどの活動を行っています。

【環境分野】



私たちは、家庭から出されるゴミを少しでも減らし、将来も住み続けられる熊本にしたいとの願いから、小中学校での学習会などのほか、再利用グッズを扱うフリーマーケットや環境イベントを実施しています。

【子どもの健全育成分野】



私たちは、子どもたちが自然体験や伝承遊びを通じて、命の大切さや心の豊かさを知ることができるよう願っています。

いじめや児童虐待などのない、安心してのびのび成長できる環境づくりを応援しています。

【観光分野】



私たちは、地元の宝である観光資源（名所や景色など）を誇りにし、大切にしています。

地元の人や観光客にもっと親しんでもらおうと、清掃や観光ガイドなどに取り組んでいます。

【国際交流分野】



私たちは、熊本が外国人の方にとっても住みやすい地域となり、交流が盛んになり、熊本が元気になって欲しいと願っています。

在熊外国人の支援や、海外への物的支援に併せた熊本のPRも行っています。

【地域安全分野】



私たちは、犯罪や事故のない、安心して暮らせる熊本であって欲しいと願っています。

幼稚園や小学校での講習会や、夜間のパトロール、地域にお住まいの高齢者宅の見回りなどに取り組んでいます。

【その他のNPOの活動分野】

社会教育、まちづくり、文化・芸術・スポーツ、災害救援、人権擁護、男女共同参画、情報化社会、科学技術振興、経済活性化、雇用拡充、消費者保護、NPO 支援

社会の利益（＝社会的課題の解決）のために、非営利で活動している民間の団体があります。

それが、**エヌピーオー**
NPO です。

※ Non-Profit Organization:
民間非営利組織・団体の頭文字。

NPO を広くとらえた場合、特定非営利活動促進法（通称：NPO 法）により認証を受けた「特定非営利活動法人（通称：NPO 法人）」、法人格を持たない任意団体の NPO、社会福祉法人などの公益法人、自治会などの地縁組織、労働組合などの共益団体などまで含まれますが、このリーフレットでは、主に NPO 法人と、任意団体の NPO について説明します。

【イラスト：佐藤 由加里、福島 麻巳、道上 瞳】



🍀 NPOの特長を理解しよう

NPOは、**社会の利益**を目的とした**非営利**の団体です。

社会の利益とは、自分の利益（私益）や、特定の仲間内の利益（共益）ではなく、対象者が特定されない、多数の方の利益のことです。

非営利とは、金儲けを目的とした活動ができないことはもちろんですが、出資を募って利益を配当したり、余った資金をメンバーで分け合ったりすることもできません。

ただし、NPOは活動に必要な収入を得ることは禁じられていません。無償で行われることの多いボランティア団体との違いです。

また、NPOは**自由な社会貢献活動**ができることが特長の一つです。

NPO法に基づくNPO法人であっても、行政の関与は極力抑えて、活動の善し悪しも市民が判断する、という仕組みになっています。

行政の手が届きにくい部分や、収益面から企業の参入が難しい部分などでは、特にNPOが力を発揮し、社会を支えています。



行政の監督 < 市民の監督

【NPO、企業、行政の特性の違い】

	NPO	企業	行政
目的	社会の利益 (社会的課題の解決)	企業利益	社会の利益 (住民の幸福)
メンバー	会員(入退会自由)	従業員、役員、株主	職員
資金	会費、寄附金、補助・助成金、事業収入、運用益	売上金、運用益	税金、手数料収入、運用益
長所	迅速性、専門性、先駆性、個別のニーズに対応できる	社会ニーズを捉えてサービスを提供する能力、広報力	公平性、安定性、大規模
短所	資金集めが困難。社会的な信頼を得るために時間がかかる。	企業利益に反すること(他社の応援等)はできない。	事業実施までのプロセスに時間がかかる。

NPOのみなさんは、「社会の課題解決」「よりよい社会の実現」のため、**志と情熱**をもって頑張っています！



しゃくなげと根子岳



ハス

【撮影：長廣 幸】



🍀 NPOをつくる流れを知ろう

① 団体の目的を決める

NPOはミッション（＝使命、目的、任務）を果たすために作られる団体です。まずは団体の目的は何であるかをよく考えます。（社会的課題の解決や、暮らしやすい社会づくりのための活動を始める、など）

② 仲間を集める

活動を一緒にしてくれる仲間を集めます。何をしたい、というだけではなく、何を目的とした団体なのか、その思いが共有できなければ、団体としてのまとまりはできません。

③ 活動内容と役割分担を決める

思いを同じくするメンバーが揃ったら、活動内容と役割分担を決めます。誰かの負担が重すぎると活動が続けられなくなることもありますので、できかぎり責任と負担は分担する方が良いでしょう。責任を分担することで、達成したときの喜びも分かち合えます。

④ 活動資金を集める

活動には資金が必要な場合がたくさんあります。いくら必要かを試算した後、それを賄う財源をどうしたら良いか、メンバーで話し合います。事務経費なども含め、団体のお金と個人のお金をきちんと区分して、団体のお金についてはメンバーの総意でルール（資金調達計画、資金の使用法、帳簿の付け方、など）を作り管理した方が良いでしょう。

⑤ 活動を振り返る

活動を毎年続けていけるようにするためには、メンバーの皆さんで毎年の活動を振り返り、その反省を生かして翌年の活動内容を考えることが効果的です。問題点に気づき、効率的・効果的な団体の運営に役立つだけでなく、メンバーの自信を深め、社会へのアピール力を高めることにもつながります。

🍀 NPO法人の認証を受ける流れを知ろう

① 設立総会

はじめに、発起人（人数の定めはありません）による設立総会を開催し、設立の意思と設立申請の内容（定款、役員、事業計画など）について、団体としての意思決定を行います。

② 設立認証の申請

事務所を設置する都道府県知事（複数の都道府県に事務所を設置する場合は内閣府）に対して、法人設立の認証申請を行います。熊本県内のみには事務所を設置する場合は、くまもと県民交流館（パレア）に申請書類を持参、又は郵送してください。

③ 縦覧、認証

提出いただいた書類は書面審査を受け、不備がなければ受け付けられます。その後2か月間の縦覧（定款や役員名簿などの書類が一般公開されます）を経て、縦覧期間中に寄せられた情報などによって不認証とせざるを得ない場合を除いて、認証されます。

④ 法人設立登記

認証通知を受け取ってから2週間以内に、事務所所在地を所管する法務局において、法人設立登記を行わなければいけません。設立登記を行って初めて、NPO法人として成立します。



🍀 NPOの課題と解決について考えよう

課題①：資金調達

活動に必要な費用を賄うための資金調達を課題としている NPO は少なくありません。

種 別	特 性
入会金・会費	会員が決まった額を納めます。団体の自由意志で使えますが、金額を高くすると会員の負担になり、入会の妨げにもなります。
寄附金	団体の趣旨に賛同した方などが寄附をしてくれることもあります。最も自由度が高いと言えますが、収入としては不安定である場合が多いです。
補助金・助成金	財団法人や行政などに申請して、採択されれば受けられます。金額は大きいものの、補助や助成をする側の意向に沿った事業運営を求められるため、NPO の自主性を十分に発揮できないこともあり得ます。
事業収入	活動に必要な経費を、直接、受益者（参加者など）に求めることもできます。安定した収入となり得ますが、NPO は収入を得てはならないという誤解から、いわれのない非難を受けることもあります。

課題②：社会的信用・認知度

NPO の課題の一つとして社会における信用度の向上という点を挙げる NPO も少なくありません。

NPO 法人になったからといって、すぐに信用が得られたり、認知度が上がるわけではありません。

団体や活動内容について社会一般の理解や信用を得るためには、それぞれの NPO が地道に活動を続け、努力していくしかありません。

課題③：団体や活動の継続

年月が経つと、団体のメンバーも、活動内容も変わることがあります。

当初の設立目的や理念を保ったまま活動を続けていくことが難しくなり、会員が減少し、解散に至る NPO もあります。

このような課題を解決するためには…

活動に必要な、**ヒトモノカネ情報** を上手に集めるためにも、日ごろから、自分たちの団体や活動状況を広く社会に PR することが重要です。

NPO 法人の場合は事業報告書等の提出が義務付けられていますし、法人格がない団体であっても、ホームページや会報などによって上手に PR していくことが効果的です。



ヒゴタイ



福寿草

【撮影：長廣 幸】



🍀 NPOに関してパレアが実施している事業・サービスなど

くまもと県民交流館（パレア）では、県民の皆様のNPO活動を支援しています。

① 相談対応

休館日（年間20日間程度）を除き、平日と土曜日は10～21時、日曜日と祝日は10～18時、パレアルームにて電話と対面の相談に応じます。

【主な相談内容の例】

- NPOの仕組みや、県内にあるNPOについて知りたい。
- NPO法人を設立したい。
- NPO法に基づく手続きをしたい。（変更申請や届出など）
- NPO活動を行ううえでの相談（事業実施や広報手段、資金確保など）

※この他、NPO活動を支援している団体による無料相談も曜日ごとに行われています。

（特定非営利活動法人NPOプロジェクト、南九州税理士会熊本県連合会、独立行政法人国際協力機構、熊本市ボランティアアドバイザー連絡協議会）



パレア
ルーム

② NPO 法関係手続

法人設立申請や定款変更認証申請、各種届出等はすべてパレアで事務処理を行います。

※NPO法に基づく監督処分（報告徴収、改善命令、認証取消）については、県男女参画・協働推進課で事務処理を行います。

③ 情報提供

上記①記載の時間、パレアルームにて、本県が認証しているすべてのNPO法人の定款や事業報告書などの書類をどなたでも閲覧できます。

また、HP「くまもとボランティア・NPO ネット」(<http://www.parea.pref.kumamoto.jp/shakaisanka/>)では、次のような情報を掲載しています。

- 県などからのNPO支援情報
- 財団などからの助成金情報
- 本県認証NPO法人の連絡先などの基本情報と、定款・事業報告書などの書類
- 全国で認証されているNPO法人の名称などの情報

④ NPO 活動支援

上記①記載の時間、パレアルーム及び印刷製本室にて次のようなNPO活動の支援サービスが利用できます。（一部有料）

- ミーティングスペースの提供
- 活動チラシやポスターなどの設置、掲示
- 団体ロッカー（年2,520円）、メールボックス（無料）
- コピー機（1枚10円）
- パソコン（無料。印刷をする場合は用紙を持参してください。）
- ポスタープリンター（A1サイズまで1枚500円）
- 印刷機（有料）
- 紙折り機、裁断機、電動パンチ、製本機（いずれも無料）



印刷
製本室

その他、パレアではNPOのみならずのスキルアップやネットワークづくりのため、数々の研修や事業などを実施しています。



発行 熊本県くまもと県民交流館（愛称：パレア）

〒860-8554（パレア専用郵便番号） 熊本市手取本町8番9号
TEL 096-355-1186 FAX 096-355-4317
E-mail npo-vo@pref.kumamoto.lg.jp
HP <http://www.parea.pref.kumamoto.jp/shakaisanka/>



環境保護印刷製品
「水なし印刷」
認証番号S33

21 総 県民交
④ 003